

保護者・地域の皆さまへ

学校とのよりよい関係づくりに ご協力ください

魚沼市教育委員会では、令和8年10月に「学校と家庭・地域とのよりよい関係づくりのためのガイドライン」を策定しました。本ガイドラインにおいては、学校が家庭・地域とより良好な関係づくりを進めるための対応方針や日頃からの取組の留意点について示しています。



魚沼市ガイドラインの本文は
こちらからご覧ください ⇒



よりよい関係づくりのための魚沼市の基本方針

- 1 児童生徒の安心と成長を第一に考える 【安心・安全な居場所】
- 2 児童生徒及び保護者、地域との信頼関係を築く 【信頼関係の構築】
- 3 協働による学校運営を推進する 【協力・協働体制】

学校・家庭・地域は、子どもの成長を支える大切なパートナーです

学校と家庭・地域が互いに尊重し、協力し合うことで子どもたちの健やかな成長と学びを実現していきます。

どんなことでも、気軽にご相談ください

学習や成績、人間関係、不登校、進学、学校生活への要望、特別支援など、様々な相談に学校は誠実に応じます。

教職員との連絡・面談等にあたってのお願い

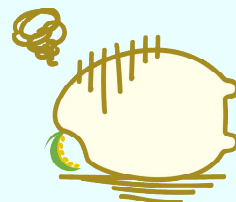
多くの事案が対話によって解決されている一方で、一部の保護者等による社会通念上許容される範囲を超える言動等がみられることもあります。そのようなケースに対して、学校が組織的に対応するためのルールを定めました。保護者及び地域の皆さまには、以下の事項を一読いただき、御理解・御協力のほどよろしくお願いいたします。



- 1 学校への連絡は、原則として**教職員の勤務時間内**に、簡潔にお願いします。
- 2 面談などは、保護者等と教職員の双方で**あらかじめ調整した日時**に行うことを原則とします。平日の放課後に、**30分**を目安とします。
- 3 **複数の教職員で対応**することを基本とし、相談内容等については学校内で組織として共有し、対応します。
- 4 教職員との面談等に、**教育委員会の職員等**が同席し、教職員に代わって話をさせていただくことがあります。また、**録音**をさせていただくこともあります。
- 5 御意見・御要望をいただいても、学校として**対応できないこと**や、対応を他の**専門機関**等に任せる方が望ましいことがあることをご理解ください。
- 6 **長時間にわたる電話や同じ内容での頻繁な連絡等**については、**対応をお断り**することがあります。
- 7 **不当・違法な行為等が認められた場合等**は、**直ちに面談等を中止**し、学校から退去していた だくことや、警察に連絡することがあります。

社会通念上許容される範囲を超えた言動とは !?

- ☐ そもそも要求に理由がない又は学校の教育活動と全く関係のない要求
- ☐ 学校の教育活動及び学校運営の範囲を著しく超える対応を求めるもの
- ☐ 身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- ☐ 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の要求等）
- ☐ 対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
- ☐ 相当性を欠く賠償請求
- ☐ 威圧的な言動
- ☐ 継続的、執拗な言動
- ☐ 拘束的な言動



学校と保護者や地域住民等は、児童生徒等一人一人の健やかな成長を支える共通の立場にあるパートナーです。

保護者や地域住民の皆様におかれては、学校とのよりよい関係構築への協力をお願いします。

